

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と今後の課題

前計画の計画期間における、三つの「基本的視点」ごとの施策の「推進状況」、関連する「国等の動向」、「本市の現況」及び「今後の課題」、「指標（数値目標）の状況」並びに「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況」は、以下のとおりとなっています。

1 基本的視点1 <こどもの発達段階に応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「妊娠・出産支援と母子の健康の増進」として、産科医療機関等への宿泊や通所等により産後の母親の心身のケアや育児指導などを行う妊娠・出産包括支援事業の利用期間等を拡充したほか、多胎児妊婦の健診回数の上限を拡充し、予定日を超過した妊婦の健診回数の上限を撤廃しました。また、3歳児の健康診査時の視力検査に、他覚的屈折検査機器による弱視の早期発見のための検査を令和2年度から新たに加えたほか、不育症の検査に要する費用の助成を令和3年度から新たに開始し、プレパパママ教室の回数等を令和6年度に拡充しました。
- ◇ 「乳幼児期の教育・保育の総合的な推進」として、ハード整備により保育園等の受入枠を拡大するとともに、各区に保育サービスアドバイザーを配置して保護者に情報提供を行うなど受入枠を効率的に活用するためのソフト対策を実施し、令和6年度に“待機児童ゼロ”となりました。また、令和5年度に障害児保育に係る保育士の加配基準を拡充し、令和6年度に「こども誰でも通園制度」の試行事業を実施するとともに、第2子以降の育児休業を取得した際における第1子等が継続して在園できる期間の延長や、慣らし保育の期間の延長を実施しました。
- ◇ 「個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進」として、「確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育」を推進するとともに、平和教育や特別支援教育の推進など多様な教育を推進しました。また、スクールソーシャルワーカーや英語指導助手の増員、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト」の実施校の拡充、コミュニティスクールの導入、不登校児童生徒の社会的自立を支援する「ふれあい教室（教育支援センター）」の設置数の拡充、ICT環境の整備など、教育環境の充実に取り組みしました。
- ◇ 「放課後等のこどもの居場所の確保」として、児童館の整備を計画的に進めました。また、放課後児童クラブについて、クラスの増設により受入枠を拡大するとともに、サービスを維持・向上させながら将来にわたって安定した運営を行うため、子育て家庭の経済的負担への配慮を重視した負担軽減措置を導入した上で令和5年度から有料化し、長期休業中の昼食配送サービスの実施や第二土曜日の開所、エアコンの更新などサービス向上策を実施しました。
- ◇ 「青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養」として、少年サポートルームの開催回数を増やすなど非行防止対策を推進したほか、子ども会活動への支援を通して、こどもの主体性や自立性、社会性を育む機会の充実を図りました。また、若者が主体となって企画・運営する「若者による平和の誓いの集い」を令和2年度から新たに開催するなど、様々な体験や活動ができる機会を提供しました。
- ◇ 「子育て家庭等に対する相談支援体制の充実」として、保健師の地区担当制の導入や区役所厚生部の再編など、地域における包括的な支援体制を構築するとともに、常設オープンスペースの設置数の拡大、こども家庭センターや児童家庭支援センターの設置、親子のための相談LINEの開設など、相談支援体制を強化しました。
- ◇ 「子育て家庭の経済的負担の軽減」として、こども医療費の通院の補助対象年齢を令和3年度に小学6年生まで拡大するとともに、未就学児の負担軽減を図りました。また、妊娠や出生の届

出を行った妊婦や養育者に対し、出産・子育て応援給付金を支給する事業を令和4年度から新たに開始するとともに、低所得世帯の妊婦が、妊娠の判定を受けるために産科医療機関等を受診した際の初回受診費用への助成を令和5年度から開始しました。令和6年度には、2人以上のこどもがいる家庭における保育料・副食費の減免範囲を拡充したほか、児童手当や児童扶養手当の拡充、こども医療費の通院の補助対象年齢を中学3年生まで拡大しました。

(2) 国等の動向

- ◇ こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年度に施行され、全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、健やかな成長・発達が図られることなど、福祉に係る権利が等しく保障されることや、教育を受ける機会が等しく与えられることが、基本理念として明記されました。
- ◇ 「こども大綱」が令和5年度に策定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること等が、こども施策の基本的な方針として示されました。
- ◇ 「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が令和4年度に策定され、こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、便利なものにしていくことができるよう、こども政策DXを推進していくことが示され、令和6年度に「こども政策DXの推進に向けた取組方針 2024」として全面改訂されました。
- ◇ 「新子育て安心プラン」が令和2年度に策定され、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応できるよう、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することが目標として示されました。
- ◇ 「保育政策の新たな方向性」が令和6年度に取りまとめられ、令和7年度から令和10年度末までを見据えた保育政策として、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換するとともに、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保することが示されました。
- ◇ 「保育園等における保育士の配置基準」が令和5年度に改正され、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされた上で、令和6年度から、3歳児については20対1から15対1に、4・5歳児については30対1から25対1にそれぞれ見直されました。また、1歳児については、令和5年度に策定された「こども未来戦略」において、保育人材の確保等との関係も踏まえつつ、令和7年度以降、早期に6対1から5対1への改善を進めることとされました。
- ◇ 「教育進化のための改革ビジョン」が令和3年度に策定され、初等中等教育段階の教育政策について、個々に最適な学びを提供するとともに、地域や企業とも連携して学校内外での豊かな体験機会を確保するよう施策展開の方向性が示されました。
- ◇ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が令和2年度に策定され、学校の働き方改革も考慮した部活動改革として、休日の部活動の段階的な地域移行等の取組を進めることが示されました。

- ◇ 令和２年度から小学校での英語教育が必修化となったほか、令和４年度から小学５・６年生の教科担任制が本格的に導入されました。
- ◇ 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が令和２年度に改正され、小学２年生から６年生までの学級編成を、令和７年度までの５年間で、それまでの４０人から段階的に３５人以下とすることが規定されました。
- ◇ 「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和５年度に策定され、地域との関わりの希薄化や少子化の進展によりこどもの居場所づくりの重要性が増していることから、こどもの居場所づくりを強力に推進することが定められました。
- ◇ 放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態であること）の向上と共働き・共育での推進を図るため、放課後児童クラブの受け皿整備を推進するなど、令和６・７年度に集中的に取り組む内容が「放課後児童対策パッケージ 2025」として令和６年度にとりまとめられ、示されました。
- ◇ 「民法」が改正され、令和４年４月から成年年齢が２０歳から１８歳へ引き下げられ、１８歳、１９歳の若者は、親の同意を得なくても自分の意思で契約できるようになりました。
- ◇ 「児童福祉法」等が令和４年度に改正され、市町村が、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」や、全ての子育て家庭やこどもから身近な場所で相談を受けることができるよう「地域子育て相談機関」の設置に努める旨が規定されました。
- ◇ 「こども未来戦略」が令和５年度に策定され、「加速化プラン」として、児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金の制度化などライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、リ・スキリングによる能力向上支援など若い世代の所得向上に向けた取組の実施、児童扶養手当の拡充やこども誰でも通園制度の創設など全ての子育て世帯を対象とする支援の拡充が示されました。

(3) 本市の現況

- ◇ 本市が、０歳から１１歳のこどもがいる家庭を対象に、令和５年度に実施した「広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」といいます。）では、約半数の保護者が「子育てに関する悩みや不安等がある」と回答しています。また、就学前児童の保護者の約４割、就学児童の保護者の約５割が、「こどもに体罰を与えたこと」、「こどもを虐待しているのではないか」と思い悩んだこと、「出産や育児でうつ病（状態）となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、家庭訪問指導事業）の訪問率は年々増加しており、令和５年度では、令和２年度の５９.６％から３３.７ポイント増の９３.３％となっています。
- ◇ ニーズ調査では、子育ての精神的な負担軽減のために必要な支援として、「こどもの一時預かりなど親がリフレッシュするための支援」、「同じくらいの年齢のこどもを持つ親と気軽に交流できる場の提供」、「ヘルパーなどによる家事・育児支援」、「子育てについていつでも気軽に相談できる体制の整備」等の回答が多くあり、多様な子育て支援ニーズが存在しています。
- ◇ 就学前のこどもの数は、令和２年度の６０,７５９人から令和６年度の５１,８１５人と減少している一方で、保育園等に入園しているこどもは約２万７千人で推移しており、その割合は令和２年度の４５.０％から令和６年度の５２.６％と７.６ポイント増加しています。

- ◇ 保育園等の待機児童数は、ハード・ソフト両面の取組により減少傾向にあり、令和6年度に、平成7年度の調査開始以降初めて“待機児童ゼロ”を達成しました。
- ◇ 放課後児童クラブの利用申込者は、令和2年度の11,662人から令和6年度の13,007人へと増加しています。また、待機児童数は、令和2年度以降増減を繰り返し、令和6年5月時点では96人となっています。
- ◇ 一方で、県内の保育士の有効求人倍率が全国で2番目に高くなっているなど、保育や放課後児童クラブを担う人材が不足しています。
- ◇ 本市が、小学5年生とその保護者及び中学2年生とその保護者を対象に、令和5年度に実施した「広島市子どもの生活に関する実態調査」（以下「生活実態調査」といいます。）では、充実してほしい支援として、小学5年生の保護者のうち38.5%が「発展的な学習への支援」を、24.8%が「基礎的な学習への支援」を求めています。
- ◇ 本市が、小学生とその兄弟姉妹（小学生以上18歳未満）を対象に、令和5年度に実施した「こどもアンケート」では、31.6%のこどもが「家や学校以外に、ここに居たいと感じる居場所がない」と回答しています。また、生活実態調査では、居場所を利用した効果として、小学5年生では、「友だち」や「気軽に話せる大人」、「生活の中で楽しみなこと」、「ほっとできる時間」が増えたと回答した割合が、おおむね30%を超えて高くなっています。
- ◇ 一方で、子ども会活動が行われていない地域があるなど、地域でのこどもたちの様々な体験活動や交流活動の機会が乏しくなっています。
- ◇ 警察が検挙・補導した非行少年は、令和3年の330人から、令和4年に406人、令和5年に453人と増加しています。
- ◇ ニーズ調査では、おおむね半数の保護者が、「子育てに関し、悩んでいることや困っていること、不安に感じていることがある」と回答し、約15%の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、「子育てについていつでも気軽に相談できる体制の整備」と回答しています。また、こどもアンケートでは、約20%のこどもが「悩んでいることや困っていることがある」と回答し、そのうち約20%のこどもが「気軽に話せて相談できる人や場所がない」と回答しています。
- ◇ 生活実態調査において、本市が行っている各種の支援制度を、「手続きがわからない」、「利用しにくい」、「今まで知らなかった」等の理由により、「利用したいが利用できていない」と回答した相対的な貧困家庭やひとり親家庭が一定数あったように、経済的支援制度をはじめ、現行の支援制度について十分に知られておらず、制度利用につながっていない状況があります。
- ◇ ニーズ調査では、約70%の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、「子育てにかかる経済的支援の充実」と回答しています。

(4) 今後の課題

- ◇ 子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えていること等を踏まえ、母子の健康を確実に確保し、親の心身の安定とともに、こどもが健全に成長するよう、妊娠・出産支援と母子の健康の増進に一層取り組む必要があります。
- ◇ 保育士の安定的な確保を図りつつ、多様化する保護者ニーズへの対応や、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制の構築を行うなど、乳幼児期の教育・保育の総合的な推進に一層取り組む必要があります。

- ◇ 保護者の多様な学習支援ニーズに応え、家庭、学校、地域が連携・協働しながら、誰一人取り残さない、「豊かで深い学び」による広島らしい教育を実現することで、こどもたちがその可能性を最大限に発揮することができるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を一層推進していく必要があります。
- ◇ こども・若者の孤独・孤立を防ぎ、様々な学びや体験をしながら成長できるよう、安全で安心して過ごせるこども・若者の居場所の確保に一層取り組む必要があります。
- ◇ 地域におけるこども・若者の体験活動や交流活動の機会が減少していること等を踏まえ、こども・若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の充実を図るほか、問題行動の早期発見・早期指導による非行防止対策の推進など、こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養に一層取り組む必要があります。
- ◇ 悩みや困りごとを抱えながらも、どこにも相談できずに、支援制度があっても知ることができないまま適切な支援につながっていない子育て家庭が存在していること等を踏まえ、課題を抱えながらも顕在化していない支援を要するこども・若者や子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげるよう、また、多感な時期にあるこども・若者が、悩みや困りごとを抱えながら誰にも相談できないまま事態が悪化しないよう、身近で多様な相談窓口や機関の充実、支援制度の積極的な周知・活用等に一層取り組む必要があります。
- ◇ 支援ニーズが高い子育てに係る経済的負担を軽減するため、国において策定した総合的な対策を前提にしながら、子育て家庭の実態を踏まえ、適切な支援に一層取り組む必要があります。

2 基本的視点2 <社会的支援の必要性が高いこども・家庭へのきめ細かな支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「児童虐待防止対策の推進」として、支援の必要性が高い妊産婦とその児童を対象に、産前・産後に母子生活支援施設で受け入れ、相談支援や育児支援、家事支援を行う親子支援事業を令和4年度から新たに開始しました。また、児童相談所について、児童福祉司や児童心理司等の増員、弁護士の配置時間の拡充、現役警察官の配置による体制強化などソフト面の充実強化と合わせて、狭あい化・老朽化している施設の建て替え整備を行い（令和5年度に竣工）、支援体制を充実させました。
- ◇ 「社会的養育の充実・強化」として、児童養護施設等が児童指導員等の補助者を雇用する場合に必要な経費の補助を行う事業を令和2年度から新たに開始し、令和4年度に相談支援等を行うスーパーバイザーの雇用を対象に加えるなど段階的に拡充しました。また、里子を受託しようとする者への支援として、受託前における面会や研修参加の交通費等の補助を令和2年度から新たに開始しました。
- ◇ 「障害のあるこどもに対する支援」として、医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する在宅レスパイト事業を令和5年度から新たに開始しました。また、令和6年度から、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して支援を行う居宅訪問型の発達支援事業や、医療的ケア児への通学支援に向けたモデル事業、発達障害者を対象に自立した生活に必要な基本的な生活の知識・技術等を養う訓練を新たに開始しました。
- ◇ 「いじめ・不登校等対策の推進」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充、ふれあい教室（教育支援センター）の増設など、全てのこどもたちが安心

して学校生活を送ることができるよう、いじめに関する総合的な対策や不登校対策などに取り組みました。

- ◇ 「こどもの貧困対策の推進」として、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。また、令和6年度から、学習支援事業に参加する児童扶養手当受給世帯や低所得の子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料や模擬試験受験料の補助を開始しました。さらに、各区に新設したこども家庭センターにおいて、面談や窓口相談、家庭訪問等の実施により、子育てに関することのほか、就労や経済的な状況などを把握し、必要に応じてサポートプランを作成して各種手当等の案内を行うなど、支援策の利用につなげました。
- ◇ 「ひとり親家庭への支援」として、居場所づくり事業の実施場所や対象者を拡充するとともに、養育費に関する公正証書の作成等に必要となる費用の補助を令和5年度から新たに開始し、児童扶養手当を令和6年度に拡充しました。
- ◇ 「外国にルーツを持つこども及びその保護者に対する支援」として、日本語教育コーディネーターの配置による外国人市民への日本語教育の推進のほか、外国にルーツを持つこどもが他のこどもとの関わりを深めていけるよう、コミュニケーションを支援する多文化共生担当の保育士をモデル園として基町保育園に配置し、そこで得られた成果を他の公立・私立保育園等に広める取組を令和2年度から新たに開始しました。

(2) 国等の動向

- ◇ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が令和4年度に策定され、児童福祉司や児童心理司を増員することなどが目標として定められました。
- ◇ 「児童福祉法」が令和4年度に改正され、児童相談所の入所措置や一時保護等の際に、児童の意見聴取等の措置を講ずることや、児童の意見表明等を支援すること等が規定されました。また、児童養護施設や里親などの社会的養護が終了した後のこども・若者（ケアリーバー）について、児童自立生活援助事業の年齢要件等が弾力化され、満20歳以降も同じ施設等に入所等し続けることが可能となりました。
- ◇ 「こども基本法」が令和5年度に施行され、家庭での養育が困難なこどもについて、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することが基本理念に明記されました。
- ◇ 「障害者差別解消法」が令和3年度に改正され、合理的配慮の提供が事業者に義務付けられました。
- ◇ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年度に制定され、国や地方公共団体は、医療的ケア児やその家族に対する支援施策を実施することが規定されました。
- ◇ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年度に制定され、共生社会の実現に資するため、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進することが規定されました。
- ◇ 「障害者総合支援法」が令和4年度に改正され、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活や就労支援の強化等の措置を講ずることが規定されました。
- ◇ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年度に改訂され、児童生徒・保護者からの申し出があった際に、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態

調査を実施するよう、学校や関係者の対応をより明確化するとともに、円滑かつ適切な調査の実施や、いじめ対象児童生徒・保護者等に寄り添った対応が示されました。

- ◇ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が令和5年度に取りまとめられ、自殺リスクの早期発見や的確な対応、自殺の要因分析等、こどもの自殺対策の強化に関する施策が示されました。
- ◇ 「こども大綱」が令和5年度に策定され、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること等、こども施策の基本的な方針が示されました。
- ◇ 「子ども・若者育成支援推進法」が令和6年度に改正され、ヤングケアラーが、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として規定されました。
- ◇ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年度に改正され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策は、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと等が規定されました。
- ◇ 「児童扶養手当法」が令和2年度に改正され、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるよう見直しが行われました。また、令和6年度の改正により、児童扶養手当の所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられました。
- ◇ 「民法」が令和6年度に改正され、父母が離婚した後もこどもの利益を確保するため、父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、こどもを養育する責務を負うこと等が明確化されるとともに、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになるなど、親権、養育費、親子交流等に関するルールが見直されました。
- ◇ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が令和4年度に策定され、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」と共に毎年度改訂され、外国人との共生社会の実現に向けて取り組むべき具体的施策の見直し等が行われました。

(3) 本市の現況

- ◇ 児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数は、令和3年度以降、過去最多を連続で更新しており、令和5年度では2,884件となっています。
- ◇ 社会的養育が必要な要保護児童数は、令和2年度の283人から減少と増加を経て、令和5年度では283人となっています。また、里親やファミリーホームへの委託児童数は、令和2年度では58人、令和5年度では59人となっています。
- ◇ 18歳未満の障害児数（手帳所持者数）は年々増加しており、令和6年3月末時点では、令和3年3月末時点の5,354人から477人増の5,831人となっています。
- ◇ 発達障害に係るこども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含みます。）での新規の診療件数は増加傾向にあり、令和5年度では、平成30年度の1,291件から281件増の1,572件となっています。
- ◇ いじめの認知件数は、令和2年度の3,620件から、令和5年度の3,923件と303件増加しています。また、不登校の児童生徒数は、令和2年度の2,162人から、令和5年度の3,857人と1,695人増加しています。

- ◇ 生活実態調査によると、「自分がヤングケアラーにあてはまると思う」と回答したこどもの割合は、小学5年生で1.5%、中学2年生で0.9%となっており、「分からない」と回答したこどもの割合は、小学5年生で27.0%、中学2年生で20.0%となっています。
- ◇ 生活実態調査によると、相対的な貧困家庭（等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭をいいます。）の割合は、小学5年生の家庭で8.7%、中学2年生の家庭で10.8%となっています。
- ◇ ひとり親の世帯数は、令和2年の国勢調査によると、母子家庭は6,945世帯、父子家庭は724世帯となっており、いずれも平成27年の前回調査と比較して、20%近く減少しています。
- ◇ 生活実態調査によると、ひとり親家庭における相対的な貧困家庭の割合は、小学5年生のひとり親家庭で52.5%（ふたり親家庭で4.5%）、中学2年生のひとり親家庭で59.8%（ふたり親家庭で5.3%）と高くなっています。また、ひとり親家庭におけるパートやアルバイト等の非正規雇用の割合は、小学5年生の母子家庭で38.1%、中学2年生の母子家庭で33.0%となっています。
- ◇ 生活実態調査によると、学校の授業が「わからない」と回答したこどもの割合（「教科によってはわからないことがある」を含みます。）は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭のこどもで高く、授業の理解度が低くなっています。また、将来、「大学またはそれ以上」に進学を希望するこどもの割合は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭のこどもで低くなっています。さらに、保護者の心理的な状態について、「うつ・不安障害相当」と考えられる割合は、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の保護者で高くなっています。
- ◇ 外国人市民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除いては増加し続けており、令和6年12月末時点で23,070人と総人口の1.97%となっています。また、そのうち、18歳未満の外国人市民は2,028人、18歳から29歳の外国人市民は7,778人となっています。
- ◇ 国が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもりの定義に当てはまる15歳から39歳までの回答者の割合が2.05%となっていることから、本市においても、自立に困難を抱える若者や、進路や人間関係、就労等に悩みや不安を抱える若者が一定数存在していると考えられます。

(4) 今後の課題

- ◇ 児童虐待の相談・通告件数が増加傾向にあること等を踏まえ、児童虐待の根絶を図るため、児童虐待の防止対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ 社会的養育が必要な要保護児童について、里親やファミリーホームへの委託が伸び悩んでいること等を踏まえ、家庭的環境での養育を優先するなど、社会的養育の充実・強化に一層取り組む必要があります。
- ◇ 発達障害を始めとする障害のあるこども・若者が増加していること等を踏まえ、障害のあるこども・若者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のあるこども・若者への支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ いじめの認知件数と不登校の児童生徒数が依然として高い水準で推移していること等を踏まえ、全てのこどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ・不登校等の対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ ヤングケアラーであるこども・若者を早期に把握し必要な支援につなげていくなど、ヤングケアラーやその家庭等への支援に一層取り組む必要があります。

- ◇ 相対的な貧困家庭では、こどもの学習面や若者の進学面、保護者の精神面など様々な課題が存在していること等を踏まえ、こどもの現在・将来がその成育環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、こども・若者の貧困の解消に向けた対策を一層推進していく必要があります。
- ◇ ひとり親家庭においては、相対的貧困の割合が高く、不安定な就労状況にあるなど様々な課題が存在していること等を踏まえ、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送ることができるよう、支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ 外国人市民は、こども・若者も含めて増加し、国籍や生活状況なども多様化していること等を踏まえ、外国にルーツを持つこども・若者やその保護者が自立し安定した生活を送ることができるよう、支援に一層取り組む必要があります。
- ◇ 成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には、ひきこもり状態にあるなど自立に向けて困難に直面している若者が存在していること等を踏まえ、若者が自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、若者への支援に一層取り組む必要があります。

3 基本的視点3 <地域のあらゆる構成員による子育て支援の充実>

(1) 推進状況

- ◇ 「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」として、常設オープンスペースについて、令和2年度から令和6年度までの5年間で5か所増設するとともに、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等、機能を充実させました。
- ◇ 「子育てに対する地域社会の理解の促進」として、子育てオープンスペースや子育て支援講座等を公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる取組を実施しました。
- ◇ 「子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備」として、女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関する無料相談やセミナーを開催し、良質な職場環境づくりを推進しました。
- ◇ 「安全・安心なまちづくりの推進」として、こどもの見守り活動の促進や、防犯カメラの設置費用の補助等により、地域全体でこどもの安全を守る取組を促進しました。また、交通マナーや自転車の正しい乗り方などについての交通安全教室を実施しました。

(2) 国等の動向

- ◇ 「社会福祉法」が令和2年度に改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域福祉の推進に関する方向性や具体的な手法が改めて示されました。
- ◇ 「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年度に策定され、出産・育児等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和が重要であり、企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等が連携し、働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進することが示されました。
- ◇ 「育児・介護休業法」が令和3年度に改正され、産後パパ育休の創設や育児休業の分割取得化など、柔軟な育児休業の取得を促進する取組が開始されるとともに、育児休業の取得状況の公表が一定規模以上の事業主に義務付けられました。また、令和6年度の改正により、残業の免除の対象や、子の看護休暇の対象となる子の範囲、育児休業取得状況の公表の義務付け対象が拡大されました。

- ◇ 「道路交通法」が令和6年度に改正され、スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為や画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象になりました。また、16歳以上の自転車の交通違反に対し、青切符を交付して反則金を納付させる交通反則通告制度が令和8年までに施行されることになりました。
- ◇ 「こども基本法」が令和5年度に施行され、全てのこどもについて、基本的人権が保障されること、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが基本理念に明記されました。また、国や地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価するに当たっては、こどもや保護者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう定められました。

(3) 本市の現況

- ◇ 町内会・自治会の加入率は年々減少しており、令和6年度では51.8%となっています。
- ◇ 令和4年度に実施した「地域福祉に関する市民意識調査」では、地域の課題解決に向けた住民同士の支え合いができていると「あまり思わない」又は「思わない」と回答した人の割合は54.3%となっています。
- ◇ 常設オープンスペースの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度では31,848人となっていました。令和4年度以降増加しており、令和5年度では、89,118人となっています。
- ◇ 三世代同居率は減少しており、令和2年の国勢調査では、平成27年の調査時の2.7%から0.7ポイント減の2.0%となっています。
- ◇ 市内における25歳から44歳までの女性の就業率は増加傾向にあり、令和2年度では76.2%となっています。
- ◇ ニーズ調査によると、育児休業の取得状況について、母親は、「取得した（又は取得中）」との回答が58.4%、「取得していない」との回答が8.6%であるのに対し、父親は、「取得した（又は取得中）」との回答が17.8%、「取得していない」との回答が76.1%となっています。また、ニーズ調査では、育児休業を取得していない父親の37.5%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答し、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、約50%の保護者が「配偶者・パートナーの育児参加のための労働環境整備」と回答しています。
- ◇ こどもを対象とした声掛け事案等の件数は、令和2年以降増減を繰り返し、令和6年では501件となっています。
- ◇ こどもが当事者となった交通事故の件数は、令和2年以降増減を繰り返し、令和5年では177件となっています。
- ◇ こどもの見守り活動者数は、令和6年度では、令和2年度の約101,000人から約6,000人減の約95,000人となっています。
- ◇ 本市において、平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨、令和3年8月の大雨災害と立て続けに自然災害が発生しています。
- ◇ こどもアンケートでは、「国や広島市がこどもたちのために力を入れた方がいいと思うこと」について、17.9%のこどもが、「こどもに関することを決めるときに、こどもの意見をちゃんと聞いてくれること」と回答しています。

(4) 今後の課題

- ◇ 地域との関わりの希薄化に伴い、地域課題の解決に向けた住民同士の支え合い意識も低下していること等を踏まえ、地域において子育て家庭が孤立しないよう、地域社会全体でこどもを育む気運の醸成とともに、自助と公助をつなぐ共助の取組の展開を行政としてバックアップするなど、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- ◇ 男性の育児休業取得率が低い水準にあるとともに、制度を利用しづらい職場環境が存在していること等を踏まえ、男女共に職業生活と子育てなど家庭生活を両立させることができるよう、子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備に一層取り組む必要があります。
- ◇ こどもが不審者から声を掛けられる事案等が多く発生していることや、自然災害が頻発化・激甚化していること等を踏まえ、こども・若者を事件・事故や災害等から守るため、安全・安心なまちづくりを一層推進していく必要があります。
- ◇ 意見表明を求めるこども・若者の声やこども基本法の基本理念等を踏まえ、こども・若者の状況やニーズをよりの確に把握し、こども・若者の社会の一員としての主体性や自己肯定感等を高めることができるよう、こども・若者に関する施策について、こども・若者の意見をいかした取組を一層推進していく必要があります。

4 指標（数値目標）の状況

前計画では、基本理念の実現に向けて、以下の指標（数値目標）を設定し、こども・子育て支援施策を推進しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため各種子育て支援サービスの縮小・休止を余儀なくされ、子育て家庭への支援が滞ったことなどにより、令和2年度に大きく数値が下落したものと考えられます。また、生活実態調査によると、支援制度を利用していない理由として「制度を知らなかった」や「手続きが分からない、利用しにくい」との回答が一定数あったように、支援策につながっていない子育て家庭が存在していることや、昨今の物価高騰による経済的負担の増加などもあり、数値が回復せず目標には達しなかったと考えています。

指標※1	基準値※2	実績値					目標値※2	評価
	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	6 年度	
広島市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合	53.4%	42.8%	47.1%	38.0%	42.3%	37.9%	63.8%	未達成

※1 指標の定義

毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合の合計

※2 基準値及び目標値の設定

- ・ 基準値：平成 31 年度広島市市民意識調査における実績値とする。
- ・ 目標値：同調査において、「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と回答した市民の割合の合計（20.8%）の半数（10.4%）が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。（53.4%+10.4%=63.8%）

5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込みと確保方策の推移

1号認定	保育の必要性なし（3～5歳）	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育の必要性あり（3～5歳）	保育園、認定こども園
3号認定	保育の必要性あり（0～2歳）	保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）

ア 1号認定

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	13,309	12,413	11,549	10,587	9,656
確保方策	人	19,566	19,143	18,937	18,510	17,385

児童数が減少していることや保育需要の増大により、量の見込み（入園児数）は年々減少しており、令和2年度から令和6年度の間で3,653人減少しました。

イ 2号・3号認定

【2号認定】

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	16,633	16,722	16,637	16,571	16,586
確保方策	人	17,269	17,578	17,514	17,690	18,046

【3号認定】

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	11,489	11,242	11,167	11,152	11,345
確保方策	人	12,150	12,424	12,604	12,653	12,753
特定教育・保育施設	人	11,169	11,404	11,609	11,728	11,609
特定地域型保育事業	人	981	1,020	1,044	1,025	1,044

児童数の減少により、量の見込み（入園申込者数）は令和5年度までは減少傾向にあり、令和6年度は増加したものの令和2年度から令和6年度の間で191人減少しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の推移

ア 時間外保育事業

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	2,607	2,365	2,197	2,048	2,115
確保方策	人	3,652	3,638	3,604	3,564	3,522

働き方改革の影響等により、量の見込み（利用者数）は令和5年度までは年々減少しており、令和6年度は増加したものの令和2年度から令和6年度の間で492人減少しました。

イ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	5,252	8,299	8,643	11,660	(16,451)
確保方策	人日	25,346	25,360	25,346	25,377	(16,451)
病児・病後児保育事業	人日	25,344	25,344	25,344	25,344	23,616
ファミリー・サポート ・センター事業 (病児・病後児)	人日	2	16	2	33	(83)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の14,209人日から令和2年度に5,252人日と大幅に減少しましたが、令和3年度以降は年々増加し、令和5年度で11,660人日となりました。

ウ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	410,908	484,207	517,285	530,078	(363,980)
確保方策	人日	352,800	421,200	558,000	704,880	775,200

保護者の就労状況の変化等により、量の見込み（延べ利用者数）は年々増加しており、令和2年度から令和5年度の間で119,170人日増加しました。

エ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）、子育て援助活動支援事業（一時預かり）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	15,912	14,963	17,271	20,005	(28,917)
確保方策	人日	35,061	34,623	37,387	37,796	(28,917)
一時預かり事業	人日	29,088	28,512	30,528	31,392	31,680
ファミリー・サポート ・センター事業 (一時預かり)	人日	5,973	6,111	6,859	6,404	(7,630)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の26,355人日から令和2年度に15,912人日と大幅に減少しましたが、令和4年度以降は年々増加し、令和5年度で20,005人日となりました。

オ 利用者支援に関する事業

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	8	8	8	8	8
確保方策	か所	8	8	8	8	8
保育サービス相談事業						
地域子育て支援拠点事業						
妊娠・出産包括支援事業						

量の見込み（実施か所数）の増減はありませんでした。

カ 放課後児童健全育成事業

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	11,662	12,178	12,903	12,200	13,007
確保方策	人	11,555	11,932	12,512	12,046	12,739

共働き世帯の増加などによる需要の増大により、量の見込み（利用申込児童数）は増加傾向にあり、令和2年度から令和6年度の間で1,345人増加しました。

キ 子育て短期支援事業

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画値)
量の見込み	人日	218	413	701	1,184	(646)
確保方策	人日	218	413	701	1,184	(646)

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の457人日から令和2年度に218人日と大幅に減少しましたが、令和3年度以降は利用施設の増加などにより年々増加し、令和5年度で1,184人日となりました。

ク 乳児家庭全戸訪問事業

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (計画値)
量の見込み	人日	5,467	6,585	6,644	7,416	(9,175)
(訪問率)	%	59.6	74.5	80.2	93.3	(95.0)
確保方策	—	民生委員・児童委員 1,858 人、助産師 24 名、保健センター保健師 66 名で対応	民生委員・児童委員 1,864 人、助産師 36 名、保健センター保健師 67 名で対応	民生委員・児童委員 1,831 人、助産師 43 名、保健センター保健師 67 名で対応	民生委員・児童委員 1,824 人、助産師 40 名、保健センター保健師 78 名で対応	民生委員・児童委員 1,985 人に加え、助産師及び保健センター保健師の専門職で対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ訪問人数及び訪問率）は、令和 2 年度に延べ訪問人数については 5,467 人日、訪問率については 59.6%にとどまりましたが、令和 3 年度以降は回復して年々増加しており、令和 5 年度には延べ訪問人数については 7,416 人日、訪問率については過去最も高い 93.3%となりました。

ケ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (計画値)
量の見込み	回	280	191	92	97	(332)
(対象世帯数)	世帯	17	12	8	11	(18)
確保方策	か所	15	12	11	10	(15)

支援を必要とする世帯の状況等により、量の見込み（延べ支援回数）は年度によって増減があり、令和 2 年度が最も多く 280 回、令和 4 年度が最も少なく 92 回でした。

コ 地域子育て支援拠点事業

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (計画値)
量の見込み	人日	32,058	31,848	58,101	89,118	(173,276)
確保方策	か所	20	21	22	23	24
直営型	か所	8	8	8	8	8
公募型	か所	12	13	14	15	16

新型コロナウイルス感染症の影響により、量の見込み（延べ利用者数）は、令和元年度の 102,486 人日から令和 3 年度の 31,848 人日まで大幅に減少しましたが、令和 4 年度以降は年々増加し、令和 5 年度で 89,118 人日となりました。

サ 子育て援助活動支援事業（放課後利用）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (計画値)
量の見込み	人日	707	601	636	256	(1,355)
確保方策	人日	707	601	636	256	(1,355)

援助を必要とする世帯の状況等により、量の見込み（延べ利用者数）は年度によって増減があり、令和 2 年度が最も多く 707 人日、令和 5 年度が最も少なく 256 人日でした。

シ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (計画値)
量の見込み	人	9,126	8,543	8,255	7,888	(8,066)
受診回数	回	120,500	113,468	110,838	103,452	(100,839)
確保方策	—	【実施場所】 市内産婦人科医療機関等 【受診回数】 国が定める望ましい基準健診回数 14 回 23 週まで：4 週間に 1 回 計 4 回 24～35 週：2 週間に 1 回 計 6 回 36 週～分娩：1 週間に 1 回 計 4 回 【検査項目】 国が定める望ましい検査項目				

妊婦の減少により、量の見込み（受診人数及び受診回数）は年々減少しており、令和 2 年度から令和 5 年度の間で、受診人数については 1,238 人、受診回数については 17,048 回減少しました。